令和7年度（入札参加資格制限）指名停止 状況

令和8年1月30日　現在

No.	指名停止期間	業　者　名	理　由（概要）	備　考
1	R7.10.6 ～R8.2.5 （4か月）	極東開発工業株式会社	公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	「入札参加資格制限及び指名停止基準」第4条第1項の規定（別表第3 第2項第1号(ウ)適用）
2	R7.10.6 ～R7.12.5 （2か月）	新明和工業株式会社	公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受け、かつ、その事実が公表されたため。	「入札参加資格制限及び指名停止基準」第4条第1項の規定（別表第3第2項第1号（ウ）適用）及び第7条第2項適用
3	R7.12.24 ～R8.2.23 （2か月）	大日コンサルタント株式会社	公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	「入札参加資格制限及び指名停止基準」第4条第1項の規定（別表第3 第2項第1号(ウ)適用）及び第7条第2項適用
4	R7.12.24 ～R8.2.23 （2か月）	株式会社トーニチコンサルタント	公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	「入札参加資格制限及び指名停止基準」第4条第1項の規定（別表第3 第2項第1号(ウ)適用）及び第7条第2項適用